

「複合運送法令」

日本貿易振興機構(ジェトロ) バンコクセンター編

本資料は日本企業及び日系企業への情報提供を目的に作成した仮訳であり、本資料の正確性についてジェトロが保証するものではありません。

本資料の利用に際しては、必ずタイ語原文に依拠いただくようお願いいたします。

日本語訳協力: Thai Keizai Publishing Co., Ltd.社

● 仏暦二五四八年複合運送法令

(前文省略)

第一条

本法令を「仏暦二五四八年複合運送法令（プララーチャバンヤット・ガーンコンソン・トーマアン・ラーイループペーブ）」と呼ぶ。[注／ガーンコンソン・トーマアン・ラーイループペーブは直訳すれば多形態連続運送]

第二条

本法令は官報告示日から九〇日が経過した時に施行する。[官報告示日は二〇〇五年七月二七日]

第三条

他の一連の法律、省令、及び規則は、本法令で規定された部分について、もしくは本法令の規定に反する部分において、本法令のほうを適用する。

第四条

本法令において、

「複合運送（ガーンコンソン・トーマアン・ラーイループペーブ）」とは、複合運送業者が、ある国の物品の受け取り場所から別の国の物品を引き渡す場所と定められた場所まで運送する、一つの複合運送契約の下に二形態以上の異なる運送形態を有する物品運送の引き受けを意味する。

一形態運送契約に掲げられたところに基づく物品の受け取り、または引き渡しは複合運送とはみなさない。

「複合運送業者（プー・プラコーブ・ガーンコンソン・トーマアン）」とは、被代理人の地位にある複合運送契約の当事者であり、かつ契約に基づく運送における責任者である者を意味する。このときその契約を自ら結ぶか、委託した者が結ぶかを問わない。ただし当該運送に関係する荷送人または運送人の代理人として行為する者、あるいは代行者は含まない。

「登録複合運送業者（プー・プラコーブ・ガーンコンソン・トーマアン・ジョッタビヤン）」とは、第四条または第四八条に基づき登録した、あるいは第四五条に基づき届け出た複合運送業者を意味する。

「運送人（プー・コンソン）」とは、運送に当たる者、または運送を引き受ける者を意味する。このとき運送の全部か部分的かを問わない。また複合運送業者と同じ者であるかどうかを問わない。

「荷送人（プー・トラソン）」とは、複合運送契約において複合運送業者と契約を結ぶ契約当事者である者を意味する。

「荷受人（プー・ラップ・トラソン）」とは、複合運送証券に示されたところに基づき複合運送業者から物品を受け取る権利を有する者を意味する。

「複合運送証券（バイ・トラソン・トヌアン）」とは、複合運送契約の証拠として複合運送業者が荷送人に交付する書類を意味する。ここに複合運送業者が複合運送契約に示されたところに基づき物品を受け取り、当該物品を荷受人もしくは第二条に基づく物品受け取りの権利を有する者に引き渡すことを引き受けることを示す記載内容を有する。

「物品受け取り（ラップ・モーブ・コーン）」とは、複合運送業者が複合運送契約に基づく物品運送のために物品を受け取ることを意味する。

「物品引き渡し（ソン・モーブ・コーン）」とは、複合運送業者による以下のいずれかの行為を意味する。

（a）荷受人への物品引き渡し。

（b）複合運送契約に基づき、または引き渡し場所の法律もしくは商慣習に基づき荷受人の手に物品を渡す。

（c）引き渡し場所の法律または規則規定で複合運送業者が物品を引き渡さなければならないと定められた担当官、もしくはいずれかの者に物品を引き渡す。

「特別引出権単位（ヌワイ・シティ・ピセート・トーン・グン）」とは、国際通貨基金における特別引出権に係る権限付与及び特定行動を定める法律に基づく特別引出権単位を意味する。

「物品（コーン）」とは、動産、動物生体に加え、複合運送業者が用意したものでない運送容器を意味する。このとき、その物品が船倉口の上または下に積載される、あるいはすでに積載された物であるかどうかを問わない。

「運送容器（パーチャナ・コンソン）」とは、複合運送のための貨物コンテナ、商品パレット、または物品を詰める、もしくは物品を置くその他の物、あるいは複数の運送単位を合わせて使用する物、あるいは同様の形態にある容器または梱包材を意味する。

「運送単位（ヌワイガーン・コンソン）」とは、数えられる運送物品の単位で、各単位は別個に運送できるもの、例えば袋、点、タンク、コンテナ、巻、球、包、箱、個、あるいは別様の呼称で呼ばれる単位を意味する。

「文面で（ペン・ナンスー）」とは、電信、テレックス、ファクシミリ、または機械もしくはエレクトロニクスにより記録印刷、複製、内容送信する他の方法、あるいは当該目的に基づく使用のためにある別様の機具も意味する。

「登録書（バイ・タビヤン）」とは、本法令に基づく複合運送業者の登録書のほかに、届出書または代理人登録書を意味する。

「登録官（ナーイ・タビヤン）」とは、水運・商業航行局長、または水運・商業航行局長が登録官の任務遂行を委任した係官を意味する。

「係官（パナックガーンチャオナーティー）」とは、登録官が本法令に基づく任務遂行のために任命した水運・商業航行局の公務員を意味する。

「大臣（ラッタモントリー）」とは、本法令の主務大臣を意味する。

第五条

一部の運送引き受け契約の下に二形態以上の異なる運送形態を有する、王国内での物品運送引き受け契約において、契約当事者は本法令に基づく複合運送契約についての第一章の規定を適用することに合意することができる。

第六条

運輸大臣を本法令の主務大臣とし、本法令末尾のレートを超えない範囲で手数料を定める省令、本法令に基づく執行のために他の事業を定める省令を制定する権限を有する。

第一章 複合運送契約

第一節 総則

第七条

複合運送契約とは、複合運送業者による複合運送のオペレーションまたはマネージメントで荷送人が合意し、かつ荷送人が複合運送業者に運賃を支払うことで合意する契約である。

第八条

複合運送業者の義務または責任を直接的、間接的に解除する目的を有する、もしくは結果的に解除する、あるいは本法令に規定されたところに基づく荷送人または荷受人の権利を損なう複合運送契約の規定は無効である。

第一段に基づく無効である規定は、その契約の他の規定の有効性には影響を及ぼさず、契約当事者がその規定を第一段に基づく無効である規定と分離する意思を有しているものとみなす。

本条の規定は、契約当事者が本法令の規定を上回る複合運送業者の義務及び責任を定め、合意する権利を損なわない。

第九条

本条の規定は、複合運送契約に定められたところに基づく、もしくは関係法の規定に基づく一般損害均分における権利と義務に影響しない。

第一〇条

複合運送契約を結ぶにあたって複合運送業者は物品を受け取った時に複合運送証券を交付しなければならない。

複合運送証券は譲渡可能または譲渡禁止とすることができる。ここに荷送人の選択によるものとする。

複合運送業者または複合運送業者が委託した者は複合運送証券に署名しなければならない。

第三段に基づく署名には、電信書類上の署名、書類穿孔、押印、標章使用、もしくは機械または電子システム、あるいはその他の方法を利用した署名も含める。ここにその関連法律の規定に従う。

第一一条

複合運送証券には以下の事項を示す。

(1) 必要があれば物品の一般的形態、物品を示すために必要なマーク、危険性を知らせる内容、物品の腐りやすさ、及び運送単位の数量、物品の重量または他の量。ここに荷送人の通知または用意に基づく。

(2) 外から視認できる物品の状態。

(3) 複合運送業者の名称と本店。

(4) 荷送人の名。

(5) 荷送人が指示した場合は、荷受人の名。

(6) 複合運送業者が物品を受け取る場所と日。

(7) 物品の引き渡し場所。

(8) 契約当事者がはっきりと合意した場合は、引き渡し場所における物品引き渡し日または期間。

(9) 複合運送証券が譲渡可能か譲渡禁止かを示す内容。

(10) 複合運送証券交付の場所と日。

(11) 複合運送業者または委託を受けた者の署名。

(12) 荷受人が支払わなければならない運賃。ここに、支払い通貨、または運送形態ごとの運賃、あるいは契約当事者の合意に基づき荷受人が運賃支払人であることを示す内容も含む。

(13) 複合運送証券の交付時にその詳細がわかっているならば、運送ルート、運送形態、及び積み換え場所。

(14) 複合運送証券に示すことで契約当事者が合意したその他の詳細。

複合運送業者の交付した複合運送証券が第一段に掲げた事項を全て網羅していない場合であっても、第四条に基づく複合運送証券としての形態内容を全て有していれば、その複合運送証券は法律上、複合運送証券とする。

第一二条

複合運送業者が複合運送証券に事実と合致しない事項、疑問事由、または事実が正しいか検査をできない状況を示すことで保留事項を記載しなかった場合、あるいは複合運送証券に例えば「荷送人が重量計測、積載及び計数人となる」「荷送人が貨物コンテナ積載人となる」といったように明瞭に内容を示さなかった場合、または同一の形態で他の内容を示さなかった場合、複合運送業者はその複合運送証券に示された状態に基づき物品を受け取ったものと推定する。

第一三条

第一二条に基づき複合運送証券に記載されず、かつ複合運送証券または複合運送証券に基づく電子データが荷受人または外部者に譲渡または送付された場合、その複合運送証券の内容を信じた善意の行為は別段の証明をしてはならない。

第一四条

複合運送証券を取り交わした時、その複合運送証券に示された物品運送に係る複合運送業者と荷受人の関係は、複合運送証券における規定に従う。

第一五条

海上運送取扱法の船荷証券に係る規定を準用する。

第二節 荷送人の義務と責任

第一六条

複合運送業者が荷送人から、もしくは荷送人の名における他の者から物品を受け取った時、荷送人は複合運送証券に記載するために自己が複合運送業者に知らせた、あるいは複合運送業者に用意したその運送物品の状態、マーク、番号、重量、体積、数量に係る詳細が正しいこと、さらに物品の危険性を保証したものとみなす。

複合運送証券に記載するために荷送人が複合運送業者に知らせた、または用意した第一段に基づく詳細で、正しくない内容を知らせたことにより損害が発生した場合、荷送人が外部者にその複合運送証券を譲渡した後であっても、荷送人は複合運送業者に対し損害額を補償する責に任ずる。ただし、複合運送業者はその外部者に対し複合運送契約に基づく責に任ずる。

第一七条

荷送人は国際条約に基づき、及び関係法規に基づき物品の危険性を知らせるために、危

険が生じる性質を有する物品のマークを作成、もしくはラベルを貼付しなければならない。

第一八条

荷送人が危険が生じる性質を有する物品を複合運送業者または複合運送業者の代行者に引き渡す時、荷送人はその物品の危険性、及び、もしあれば諸注意点を知らせなければならない。荷送人が物品の危険性を知らせず、複合運送業者が知らなかった場合、荷送人と複合運送業者の権利と義務は以下の通りとなる。

(1) 荷送人はその物品運送で生じた、または物品運送の結果である損害または全費用の責に任ずる。

(2) いつであっても、複合運送業者または複合運送業者の代行者は、損害賠償せずに、ケースごとの必要性に応じて運搬車・運搬船・運搬機 [パーナ・ティー・コンソン] から物品を降ろす、破壊する、または効能をなくすることができる。

第一段の内容は、物品を受け取った時に運送物品の危険性を知った者には適用しない。

第一九条

荷送人が第一八条に基づき遂行したとしても、事後にその物品が危険である、もしくは生命や財産にとって危険である、あるいははっきりと危険であることが明らかになれば、複合運送業者または複合運送業者の代行者は損害賠償せずに、ケースごとの必要性に応じて運搬車・船 [パーナ・ティー・コンソン] から物品を降ろす、破壊する、または効能をなくすることができる。ただし複合運送業者は、一般損害均分における自己の責任部分に応じて、あるいは第二〇条に基づく責任の場合において、責に任ずる。

第三節

複合運送業者の義務と責任

第二〇条

第二七条の規定下に複合運送業者は、物品の滅失、毀損または引き渡し遅延（延着）が物品受け取り時から引き渡し時の間に生じた場合、その物品の滅失、毀損または引き渡し遅延の結果である損害の責に任ずる。ただし複合運送業者が自己または自己の被雇用者、代理人、あるいは複合運送契約に基づく遂行のためにサービス利用した他の者によって滅失、毀損、引き渡し遅延の事由を避けるために必要な行為をとられたものの、その事由により生じた結果であると証明できるときはその限りではない。

複合運送業者は引き渡し遅延の結果である損害の責に任ぜられない。ただし荷送人が複合運送業者の受け取り前に、引き渡し遅延があった場合に複合運送業者が生じるかもしれない損害の責に任ずることを知らせ、複合運送業者が受け取り前にその損害の責に任ずることに承諾したときはその限りではない。

第二一条

引き渡し遅延とは以下の場合をいう。

(1) 引き渡し時をはっきりと定め、合意した場合に、複合運送業者がその時間内に引き渡しできなかった。

(2) 引き渡し時をはっきりと定め、合意していない場合に、複合運送業者が遂行義務に基づき引き渡すべき時間内に引き渡しできなかった。ここに場合ごとの状況を考慮する。

第二二条

複合運送業者は以下のように引渡しを実行する義務を有する。

(1) 複合運送証券が所持人への発行種類の譲渡可能証券であれば、複合運送業者は複合運送証券原本を呈示する者に物品を引き渡す。

(2) 複合運送証券が指図人への発行種類の譲渡可能証券であれば、複合運送業者は合法に裏書した複合運送証券原本を引き渡した者に物品を引き渡す。

(3) 複合運送証券が指名式の譲渡可能証券であれば、人体の正しさが証明でき、当該人物から複合運送証券原本の引き渡しを受けた時、複合運送業者は複合運送証券に示された名を有する者に物品を引き渡す。ただし当該複合運送証券の譲渡があった場合は、指図式となり、または裏書により(2)の内容を準用する。

(4) 複合運送証券が譲渡禁止であれば、人体の正しさが証明できた時、複合運送業者は複合運送証券にある荷受人の名を有する者に物品を引き渡す。

荷送人に書類の交付がなされなかった場合、複合運送業者は荷送人が指図する、または複合運送契約に示されたところに基づき荷送人もしくは荷受人の権利を得た者が指図する者に物品を引き渡す。

第二三条

荷受人が見つからない、もしくは荷受人が物品引取りを拒否した場合、複合運送業者は直ちに荷送人にこれを告げ、荷送人からの指図をあおがなければならない。

直ちに荷送人に告げることができない状況にあれば、もしくは荷送人からの指図をあおげない、あるいは荷送人が相当の時間内に指図してこなかった、または指図してきたが遂行できない指図であれば、その物品が関税法の規定下に管理を離れた時、複合運送業者は相当性及び必要性に応じてその物品を売却する、破壊する、または何らかの措置をとる権利を有する。

第二段に基づく措置をとった時、複合運送業者は遅滞なく荷送人にこれを伝える。ただしそれができないときはその限りではない。複合運送業者が荷送人に伝えなかった場合、複合運送業者は生じた損害額の補償の責に任ずる。

第二段に基づく物品への措置がなされ換金があった場合はそれがいくらであっても、複

合運送業者は運送賃、運送賃における設備代金、及びその措置によって生じた費用として差し引く権利を有する。その上で残金がある場合はその金銭を得る権利を有する者に引き渡す。あるいは引渡しができない場合は供託所に供託する。ただし金額が足りない場合は荷送人が足りない分について責に任ずる。

第二段に基づく破壊、または措置で換金できない場合、複合運送業者は当該措置による費用を荷送人に請求する権利を有する。

第二四条

荷受人が物品の引渡しを受けた時、物品の一部が滅失または毀損していることが明らかでない場合、荷受人がその滅失または毀損を複合運送業者に文面で主張しない限り、複合運送業者が複合運送証券に示されたところにに基づき正しく物品を引き渡したものと推定する。

滅失または毀損がはっきり見えない場合、荷受人はその物品の引き渡しを受けた日から六日以内に文面で主張する権利を有する。

第二五条

複合運送業者は自己の被雇用者及び代理人、及び契約に基づく履行のために自己がサービスを使用した他の者、さらにその他の者の被雇用者及び代理人の、雇用に基づく、もしくはその代理人としての権限の範囲内で、あるいはサービス利用の事務においてなした行為または不作為における損害の責に任ずる。

第二六条

物品引き渡しの期限もしくは引き渡しがあるべき相当の期限を超過した場合、物品引き渡しを受ける権利を有する者は以下のいずれかの権利を有する。

- (1) 物品受け取り。
- (2) 物品受け取り、及び物品引き渡し遅延の結果としての損害額の請求、もしくは
- (3) 物品を受け取らず、物品引き渡し遅延の結果としての損害額の請求。

物品引き渡し期限もしくは引き渡しがあるべき相当の期限を超過し、引き渡し期限日から九〇日以上経過した場合、その物品は全て滅失したものとみなす。物品の引き渡しを受ける権利を有する者はその物品が全て滅失した時と同様に損害賠償を請求する権利を有する。ただしその物品が滅失していないことを示す証拠が明白であればその限りではない。

複合運送業者が物品引き渡しを受ける権利を有する者に損害額または損害賠償額を支払った場合、民商法典の権利譲受の規定を適用する。

第二七条

滅失、毀損または引き渡し遅延が以下により生じた、もしくは以下の結果であると証明できる場合、複合運送業者はその滅失、毀損、引き渡し遅延の責に任ぜられない。

- (1) 不可抗力。
- (2) 荷送人、荷受人、もしくはその代行人または代理人の意図的行為あるいは不注意。
- (3) 瑕疵のある、または不十分な梱包、マーク、もしくは数量表示。
- (4) 荷送人、荷受人、もしくはその代行人または代理人による物品の荷揚げ、積載、荷降ろし、保管。
- (5) その物品の個性またはその物品内の隠れた損壊瑕疵。
- (6) ストライキ、ロックアウト、職場放棄、もしくは労働面の障害または支障。
- (7) 海上輸送または領海輸送である場合、以下により運送中の滅失、毀損または引き渡し遅延が生じた時。

(a) 船長、乗組員、水先案内人、または運送人の被雇用者の航海中の、あるいは船舶取扱中の意図的行為、不注意、もしくは過失。

(b) 火災。ただし運送人の過失により生じた、または運送人が知っていながら生じた火災はその限りではない。

いずれにしろ、複合運送業者は船舶が安全に航海できる状態にないことの結果である(7)に基づく滅失、毀損、引き渡し遅延の責に任ずる。ただし複合運送業者が航海の初期に船舶が当該状態にあるようにするため善良なる管理者の注意をもって行動をなしたことを証明できる場合はその限りではない。

第四節

複合運送業者の責任の制限と損害額考査

第二八条

第三〇条、第三一条及び第三二条の規定下に、複合運送業者が受け取った物品が全部または一部滅失もしくは毀損した場合、複合運送業者の責任は、滅失または毀損した物品の一運送単位につき六六六・六七特別引出権単位、あるいは重量一キログラムにつき二特別引出権単位のどちらか大きいほうの金額に制限する。

第三四条に基づき損害額の価格算定ができ、その物品価格が第一段に基づく責任制限を下回っている場合、その算定できる価格に従う。

複合運送業者が引き渡し遅延の結果としての損害、もしくは運送物品における滅失または毀損によって生じた損害以外の特別な状況における損害の責任に任ずる場合、複合運送業者の全責任は複合運送契約に基づく運送賃を超えない範囲に制限される。

複合運送業者が第一段及び第三段に基づく双方の責に任ずる場合、複合運送業者の責任は合計で第一段に定めた金額を超えないよう制限される。

第二九条

複合運送証券に運送単位の数量が示されている場合、その複合運送証券に基づく物品は

示されたところに基づく運送単位数量を有するものとみなすが、袋、片、タンク、コンテナ、巻、ケース、球、包、箱、個またはその他の呼称の単位で積載された商品を集めて運送単位数量を示さずに同一の運送容器に積載した場合は、その運送容器に集められた全ての物品は一運送単位であるものとみなす。

複合運送業者が所有者または調達者でない運送容器が滅失または毀損した場合、その運送容器の中または上にある物品とは別にその運送容器をもう一つの運送単位であるものとみなす。

第三〇条

複合運送契約において海上運送または領海内運送があることを示してしない場合、複合運送業者の責任は滅失または毀損した物品の全重量の一キログラムにつき八・三三特別引出権単位に制限する。

第三一条

複合運送のいずれかの過程で物品が滅失または毀損し、その物品が滅失または毀損した国の国内法、もしくは国際条約が運送人の責任制限における金額を別段に定めていることが明らかであれば、複合運送業者の滅失または毀損の責任の範囲は当該国内法もしくは国際条約に定められたところに従う。

第三二条

複合運送業者の責任の制限は以下の場合には適用しない。

(1) 複合運送業者が物品を受け取る前に荷送人が物品の個性と価格を通知し、複合運送業者が複合運送証券にその物品の個性と価格を記載した場合。

(2) 物品の滅失、毀損、引き渡しの遅延が、複合運送業者、被雇用者、代理人、もしくは複合運送業者が契約の履行においてサービス利用したその他の者の滅失、毀損、引き渡し遅延を生じさせる意図からの行為または不作為の結果として生じた、あるいは滅失、毀損、引き渡し遅延が生じる可能性を知っていながら善良なる管理者の注意義務を怠った結果として生じた場合。

第三三条

第三二条の規定下に、複合運送業者、及び被雇用者、代理人、及び複合運送業者が契約の遂行においてサービス利用したその他の者すべてに対し請求権の行使があった場合、当該すべての者の責任は合算して第二八条、第三〇条または第三一条に掲げた責任を超えないよう制限される。

第三四条

物品が滅失または毀損した場合、損害額の計算は荷受人に引き渡す場所及び時間において、あるいは複合運送契約に基づき荷受人に引き渡すべき場所及び時間において有している価額と同等とする。

第一段に基づく物品価額の計算は、先物取引市場価格に基づき計算する。当該価格がなければ、その時の市場価格に基づき計算する。ただし先物市場価格も市場価格もないときは同一種類で品質も同等の物品の通常価格に基づき計算する。

第二段に基づき計算される価額が複合運送証券に示された価額を下回る場合、複合運送業者はその計算された価額のみ責に任ずる。上回る場合、複合運送業者は複合運送証券に示された価格について責に任ずる。

第三五条

本法令に基づく責任の計算に資するため、特別引出権単位のパーツ貨への変更は、タイ国銀行の発表に基づく交換比率を使って、第三四条に基づく損害額計算の基となる時間において計算する。

第三六条

契約当事者は、複合運送業者の責任制限における金額設定を、本節の規定を上回る額にすることで合意することもできる。

第五節

請求権行使

第三七条

複合運送契約上の根拠を有する請求か違反による請求かを問わず、本章の内容を複合運送業者への請求権行使に適用するとともに、被雇用者、代理人、もしくは複合運送業者が契約の遂行においてサービス利用したその他の者にも適用する。

第三八条

複合運送から生じた請求権は、複合運送契約上の根拠を有する請求か違反による請求かを問わず、複合運送業が物品を引き渡した、または引き渡すべき日から九ヶ月以内に裁判所に訴えなかった、もしくは第三章の内容に基づき仲裁機関に争点を申し立てなかった場合、時効となる。

第一段の時効下に、請求権を有する者が裁判所に訴えた、もしくは、仲裁機関に争点を申し立てた場合に、請求された方が時効をもって対抗しないことを署名を付した文面で承諾していれば、承諾が適用されるが、その場合でも複合運送業が物品を引き渡した、または引き渡すべき日から二年以内でなければならない。

請求された方が署名を付した文面をもって請求権を有する者に対し請求権行使の期間延長を承諾した場合、時効をもって対抗しないという承諾であるものとみなし、第二段に基づく場合と同一の効果を有するものとみなす。

第二章

複合運送営業の統制

第三九条

以下の登録複合運送業者を除き、複合運送を営むことを禁じる。

- (1) 第四一条に基づき登録した複合運送業者。
- (2) タイ国が条約または国際合意により認めた外国で登録し、第四五条に基づき登録官に届け出た複合運送業者、もしくは
- (3) 第四八条に基づき代理人を置いた外国の運送業者または複合運送業者。

第四〇条

第三九条(1)に基づく登録複合運送業者となる者は以下の資格を有していなければならない。

- (1) タイの法律に基づき設立された株式会社または公開株式会社であり、かつ本店を王国内に置いている。
- (2) 払込済み資本金が八万特別引出権単位以上ある。

第四一条

第三九条(1)に基づき登録したい者は第四〇条に基づく資格を有すること、及び複合運送契約に基づく責任、もしくは結んだ契約からのリスクを担保する保証金があることの証拠を示して申請書を提出する。

登録申請人が資格を有し、第一段に基づく保証金を有すると判断すれば、登録官は登録申請を受理した日から四五日以内にこれを登録し、登録書を発行する。

登録申請書の提出、登録、及び登録書の発行は省令に定められた原則及び方法に従う。

登録申請人が正しく資格を有していない、または正しく保証金を有していないと判断すれば、登録官は申請を受けた日から二〇日以内に遅滞なく申請人に文面で通知する。

複合運送業者の登録において、登録官は本法令の目的を満たすために、必要に応じて登録書に複合運送営業に係る要件を定めることができる。

第四二条

第三九条(1)に基づく登録複合運送業者の登録書は発行日から五年の期限を有する。

登録書の期限延長を希望する登録複合運送業者は、登録書の期限が切れる三〇日以上前

もって申請書を提出しなければならない。

第二段に基づく申請書提出があった時、登録複合運送業者は登録官がその登録書の期限延長を許可しない命令を下すまで複合運送営業をなすことができる。

登録書の期限延長申請は省令に定めた原則及び方法に従う。

第四三条

第三九条（１）に基づく登録複合運送業者は、複合運送契約に基づく責任、もしくは結んだ契約からのリスクを担保する保証金を維持していなければならない、複合運送営業中にわたって八万特別引出権単位以上、最低資産を維持しなければならない。

第一段に基づく保証金と資産の維持における原則及び規定方法、額、種類、規模、及び要件は省令に定めたところに従う。

第三九条（１）に基づく登録複合運送業者が第三九条（２）または（３）に基づく代理人の地位で営業する場合は、代理人の地位でなす事業も含めて、複合運送契約に基づく責任、もしくは結んだ契約からのリスクのための保証金を維持していなければならない。

第四四条

営業支店の設置を希望する登録複合運送業者は登録官に許可を申請する。登録官は許可に当たってサービス利用者の利益保護のために要件を定めることができる。

第一段に基づく支店設置許可書の申請及び支店設置許可書の発行は、省令に定めた原則及び方法に従う。

第四五条

王国内で複合運送営業を希望する第三九条（２）に基づくタイ国が条約または国際合意により認めた外国で登録した複合運送業者は、タイ国が条約または国際合意により認めた外国で登録した証拠、王国内での代理人または支店設置の証拠を示して登録官に届出申請書を提出する。

申請人が正しく証拠を示して届け出たと判断すれば、登録官は届出を受理し、届出申請を受け取った日から三〇日以内に届出記載証明書を発行する。

届出申請書の提出、届出、届出記載証明書、代理人及び支店設置は省令で定めた原則及び方法に従う。

届出申請人が証拠を全て示さず届け出たことにより届出を受理できないと判断すれば、登録官は申請を受けた日から一五日以内に遅滞なく申請人に文面をもって通知する。

第一段に基づく届出受理において、登録官は本法令に基づく目的を満たすために、必要性に応じて届出記載証明書に複合運送営業に係る要件を定めることができる。

第四六条

第三九条（２）に基づく登録複合運送業者の届出記載証明書は、外国での登録に従った期限を有するが、発行日から二年以内とする。

届出記載証明書の期限延長を希望する登録複合運送業者は、期限が切れる三〇日以上前に申請書を提出しなければならないが、第四二条第三段及び第四段を準用する。

第四七条

第三九条（２）に基づく登録複合運送業者の代理人は、以下のいずれかの資格を有していなければならない。

（１）第三九条（１）に基づく登録複合運送業者である、もしくは

（２）運送営業における目的を有するタイの法律に基づき設立された株式会社または公開株式会社である、あるいは運送事業におけるブローカー、代理人または代理業者（コミッション・エージェンシー）である。

（２）に基づく代理人は複合運送契約に基づく被代理人の責任、もしくは契約によるその他のリスクを担保するための保証金を維持しなければならない。

第四八条

王国内で複合運送営業を希望する第三九条（３）に基づく外国の運送業者または複合運送業者は、王国内での代理人である第三九条（１）に基づく登録複合運送業者の任命に係る証拠と共に、外国での登録の証拠を示すことにより、登録官に代理人設置の登録を申請する。

登録申請人が正しく証拠を示したと判断すれば、登録官は代理人登録を受け付け、登録申請を受けた日から三〇日以内に代理人登録書を発行する。

代理人登録申請書の提出、代理人登録、代理人登録書の発行は省令で定めた原則及び方法に従う。

登録申請人が全ての証拠を示さなかったことにより、代理人登録できないと判断すれば、登録官は申請を受けた日から一五日以内に遅滞なく申請人に文面で通知する。

第一段に基づく代理人登録において、登録官は本法令に基づく目的を満たすために、必要性に応じて登録書に複合運送営業に係る要件を定めることができる。

第四九条

第三九条（１）に基づく登録複合運送業者の代理人登録書は、代理人契約の期限に従った期限を有する。ただし登録書発行日から二年以内とする。

登録書の期限延長を希望する登録複合運送業者は、期限が切れる三〇日以上前に申請書を提出しなければならないが、第四二条第三段及び第四段を準用する。

第五〇条

第三九条（２）及び（３）に基づく登録複合運送業者の代理人は、王国内における荷送人、荷受人もしくはその他の者に対する契約違反または不履行によって生じた損害について登録複合運送業者と共に責に任ずる。

第五一条

登録官が第四一条、第四五条または第四八条に基づき登録を受理しない、届出を受理しない、登録書を発行しない、もしくは第五五条に基づき登録書の代用書を発行しない、あるいは第四二条、第四六条または第四九条に基づき登録書の期限を延長しない命令を下した場合、申請人は登録官から命令の通知を受けた日から三〇日以内に登録官に文面をもってすることにより、大臣に当該命令に対する不服を申し立てる権利を有する。

大臣は登録官が不服申立を受けた日から四五日以内に不服申立に判断を下し、不服申立人に通知する。

第五二条

登録複合運送業者は登録官が布告規定した形式、原則及び期間に基づき登録官に営業に係る報告を送付しなければならない。

第五三条

登録複合運送業者は本店または支店の公開された場所に登録書を掲示しなければならない。

第五四条

第三九条（２）及び（３）に基づく登録複合運送業者の代理人は、代理人の事務所の公開された場所に登録官が定めたところに従い被代理人の営業に係る重要書類を掲示しなければならない。

第五五条

登録所が滅失、毀損または重要部分が損壊した場合、登録複合運送業者は当該滅失、毀損または損壊を知った日から一五日以内に登録官に登録書の代用書を申請する。

第一段に基づく登録書の代用書申請及びその発行は省令で定めた原則、方法及び要件に従う。

第五六条

本店または支店の移転がある、あるいは登録書のいずれかの項目に係る事実関係に重要な変更がある場合、登録複合運送業者は変更があった日から七日以内に登録官に通知し、登録官は登録書にその変更を記載する。

第五七条

登録複合運送業者の以下の行為が明らかになった時、登録官は複合運送業者に対し相当の期間内に是正するよう通知書をもって通知する。

(1) 複合運送契約に基づく責任またはその他のリスクを担保する保証金を維持していない、あるいは複合運送営業の期間中にわたって八万特別引出権単位以上の最低資産を維持していない。

(2) 登録書の重要な要件に違反した。

(3) 登録官及び係官の執行にしかるべき便宜を供しなかった、または協力しなかった。

登録複合運送業者が相当の事由なく第一段に基づく登録官の通知書に従わなかった場合、登録官は相当の期間について一時的に複合運送営業の停止を命じる権限を有する。このときその期間は命令があった日から六〇日以内でなければならない。

第五八条

行政公務執行法で定められた場合以外に、登録官は以下のいずれかの事実関係が明らかとなし、登録書を取り消す権限を有する。

(1) 登録複合運送業者が登録のために虚偽のデータを提出した、もしくは詐欺行為を働いた。

(2) 登録官が第五七条第二段に基づき一時的に複合運送営業停止を命じ、登録複合運送業者が一年に一回を超えて、登録官が定めた期間内に是正しなかった。

(3) 登録複合運送業者が受取人のいない危険物または違法な物品を荷送人に送還するよう命じた登録官の命令、もしくは法律に基づく権限を有するその他の担当官の命令、及び当該手続により生じる費用支払いを命じた命令に従わなかった。

第五九条

登録官が複合運送営業の停止または登録書の取消を命じた登録複合運送業者は、登録官から命令の通知を受けた日から三〇日以内に登録官に文面をもってすることにより、大臣に当該命令に対する不服を申し立てる権利を有する。

不服申立は登録官の命令に基づく執行を猶予しない。ただし大臣が執行猶予を命じたときはその限りではない。

大臣が不服申立を審査中に第一段に基づく登録複合運送業者が複合運送を営むことを禁じる。ただし登録官から命令を受ける前に結んだ契約に基づく営業としての複合運送営業であればその限りではない。

大臣は登録官が不服申立を受けた日から四五日以内に不服申立に判断を下し、不服申立人に通知する。

第六〇条

第五十九条第二段の規定下に、登録書を取り消された登録複合運送業者は、登録書取消命令の通知を受けた日から三〇日以内に登録官に登録書を返還する。

第六一条

営業中止を希望する登録複合運送業者は営業中止日の九〇日以上前もって登録官に文面でもってその意思を通知しなければならない。

第一段に基づく営業中止を伝えた後に、営業中止を伝える前に結んだ契約に基づく営業はこれをなすことができるが、営業中止を伝えた日から三ヶ月を超えてこれをなすことはできない。

第一段に基づく登録複合運送業者は営業中止日から七日以内に登録官に登録書を返還する。

第六二条

登録官は複合運送に係る一連の事業を監督し、本法令の内容に基づく任務のために係官を任命する権限を有する。

本法令に基づく執行において登録官及び係官は以下の権限を有する。

(1) 複合運送営業に係る事実関係を知るために、及び帳簿、書類を検査するために、通常の営業時間において、登録複合運送業者の事業地に立ち入る。

(2) 登録複合運送業者、及び登録複合運送業者のマネージャー、従業員、被雇用者、代理人、及び代理人の被雇用者を召喚し、証言させる、または事実関係の説明を命じる。

(3) 登録複合運送業者が受取人のいない危険物または違法な物品を荷送人に送還するよう命じる、及び当該手続により生じる費用支払いを命じる。ここに関係する法律の規定下に置かれる。

第六三条

第六二条第二段に基づく登録官または係官の執行において、その場所にいる関係者は相当の便宜を供する、もしくは協力する。

第六四条

本法令に基づく任務遂行において、登録官及び係官は刑法典に基づく捜査官とする。

第三章

紛争処理

第六五条

複合運送契約当事者は、複合運送証券または複合運送契約に示すことにより、複合運送契約を原因とする、もしくはその国の法律に違反した民事事件審判権限区域を有するいずれかの国の裁判所を、審判権限のある裁判所とすることで合意することができる。

複合運送契約を原因とする、もしくは法律違反による民事事件の訴訟における裁判所を示していなかった場合、原告は以下のようにその国の法律に基づき当該事件の審判権限区域を有する裁判所での訴訟を選択する権利を有する。

(1) 被告の本店または住所のある国の裁判所。

(2) 複合運送契約が締結された国の裁判所。このとき被告がその国に事務所、支店または代理人を有していることが明らかでなければならない。

(3) 複合運送業者が物品の受取を受ける、もしくは物品を引き渡す場所である国の裁判所。

いずれにしても、その合意が請求権発生後になされたものであれば、契約当事者はその国の法律に基づき当該事件審判権限区域を有するいずれかの裁判所に訴訟を起こすことを文面で合意することができる。

第六六条

複合運送契約に原因があるか本法令違反によるものかを問わず、王国内での民事事件に係る訴訟、及び第五条に基づく王国内での物品運送契約に係る訴訟は、知的財産・国際貿易裁判所の管轄とする。

第六七条

複合運送契約当事者は複合運送契約に原因のある、もしくは違反による紛争について、仲裁機関を判定者にすることに文面で合意できる。

場所を示すことにより仲裁に合意している場合、契約当事者は仲裁の審査手続のために、契約に示されたところに基づく国の場所における仲裁によって審査手続を進める権利を有する。

場所を示さずに仲裁に合意している場合、紛争を申し立てる者は以下のようにその国の場所における仲裁手続を進めることを選択する権利を有する。

(1) もう一方の当事者の本店または住所のある国の裁判所。

(2) 複合運送契約が締結された国の裁判所。このとき、もう一方の者がその国に事務所、支店または代理人を有していることが明らかでなければならない。

(3) 複合運送業者が物品の受取を受ける、もしくは物品を引き渡す場所である国。

いずれにしても、その合意が請求権発生後になされたものであれば、契約当事者はいずれかの国の仲裁機関によって審査手続を進めることを文面で合意することができる。

第六八条

仲裁機関は複合運送契約または本法令の第一章の規定違反を原因とする争点で判定を下す。ただし請求権が生じた後に文面で合意している場合は、合意した国の法律の規定を適用する。

第六九条

本法令の規定に基づく裁判所への民事事件訴訟権もしくは仲裁機関による審査手続権を制限した複合運送証券または複合運送契約の内容または合意は無効とする。ここに別段の規定のある法律がある場合はその限りではない。

第四章

罰則規定

第七〇条

登録複合運送業者でない者が複合運送営業をなした、もしくは第五八条に基づき登録書を取り消す命令に違反して複合運送営業をなした者は、一〇万バーツから一〇〇万バーツの罰金に処し、複合運送契約を結んでいた場合は、一契約につき五万バーツの罰金を附加する。

契約当事者もしくは荷受人に資するために、複合運送業者は締結した当該契約に完了するまで従う権利を有する。

第七一条

登録複合運送業者で第四三条または第四七条第二段に従わなかった者、あるいは第五七条第二段に基づく営業中止の命令に違反した者は、五万バーツから五〇万バーツの罰金に加え、違反中の期間につき一日五〇〇〇バーツの罰金に処す。

第七二条

登録複合運送業者で第四一条第五段、第四四条第一段、第四五条第五段、または第四八条第五段に基づく登録書の要件に従わなかった者は、二〇万バーツ以下の罰金に処す。

第七三条

登録複合運送業者で第五二条または第五六条に従わなかった者は、五万バーツ以下の罰金に処す。

第七四条

登録複合運送業者で第六〇条または第六一条に従わなかった者は、一万バーツ以下の罰金に処す。

第七五条

登録複合運送業者で第五三条または第五四条に従わなかった者は、五〇〇〇バーツ以下の罰金に処す。

第七六条

第五三条または第五三条に基づき係官に便宜を供しなかった者は、五〇〇〇バーツ以下の罰金に処す。

第七七条

第七〇条または第七一条に基づき罰則を受ける違法行為者が法人である場合、その法人のマネージング・ダイレクター、マネージング・パートナー、またはその件における業務責任者がその違法行為の規定に基づき罰則を受ける。ただしその行為が自己が知らずにまたは承諾なしになされた、あるいはその違法行為が生じないよう自己が相当の管理をなした、もしくは防止したことを証明できるときはその限りではない。

第七八条

第七二条、第七三条、第七四条、第七五条または第七六条に基づく違法行為をなした複合運送業者が三〇日以内に登録官に対してその違法行為の最高レートで罰金を支払った時、刑事訴訟法典の規定に基づき事件が終結したものとみなす。

経過規定

第七九条

本法令の施行日前に複合運送を営業していた複合運送業者で、複合運送営業を継続したい者は、本法令の施行日から六〇日以内に登録または届出申請をなす。

第一段に基づく登録または届出申請があった時、その者は登録官が登録または届出の不許可を命令するまで複合運送営業をなすことができる。

第八〇条

本法令は本法令の施行日前に結ばれた複合運送契約には適用しない。

手数料レート

- (1) 複合運送業者登録書 一部・一万バーツ
- (2) 届出記載証明書 一部・八〇〇〇バーツ

- (3) 代理人登録書 一部・八〇〇〇パーツ
 - (4) 第三九条(1)に基づく登録複合運送業者の支店設置許可書 一部・一〇〇〇パーツ
 - (5) 登録書の代用書
 - (a) 複合運送業者登録書の代用書 一部・五〇〇パーツ
 - (b) 届出記載証明書の代用書 一部・五〇〇パーツ
 - (c) 代理人登録書の代用書 一部・五〇〇パーツ
 - (6) 登録申請書 一部・五〇〇パーツ
 - (7) 届出申請書 一部・五〇〇パーツ
 - (8) 代理人設置申請書 一部・五〇〇パーツ
 - (9) 登録書延長申請書 一部・五〇〇パーツ
 - (10) 第三九条(1)に基づく登録複合運送業者の支店設置許可申請書 一部・五〇〇パーツ
 - (11) その他の申請書 一部・二〇〇パーツ
- (おわり)

● 仏暦二五四八年複合運送法令の内容に基づき制定された手数料を定める省令

仏暦二五四八年複合運送法令の第六条の内容に基づく権限により、運輸大臣は以下のよう
に省令を発する。

手数料を以下のように定める。

- (1) 複合運送業者登録書 一部・五〇〇〇パーツ
- (2) 届出記載証明書 一部・四〇〇〇パーツ
- (3) 代理人登録書 一部・四〇〇〇パーツ
- (4) 第三九条(1)に基づく登録複合運送業者の支店設置許可書 一部・五〇〇パーツ
- (5) 登録書の代用書
 - (a) 複合運送業者登録書の代用書 一部・二五〇パーツ
 - (b) 届出記載証明書の代用書 一部・二五〇パーツ
 - (c) 代理人登録書の代用書 一部・二五〇パーツ
- (6) 登録申請書 一部・二五〇パーツ
- (7) 届出申請書 一部・二五〇パーツ
- (8) 代理人設置申請書 一部・二五〇パーツ
- (9) 登録書延長申請書 一部・二五〇パーツ
- (10) 第三九条(1)に基づく登録複合運送業者の支店設置許可申請書 一部・二五

○パーツ

(11) その他の申請書 一部・一〇〇パーツ

[注/法令末尾のレートの半額になっている]

●仏暦二五四八年複合運送法令の内容及びに基づき制定された複合運送業者の登録及び代理人設置の登録における原則と方法を定める省令

(前文省略)

第一項

本省令に資するため、「複合運送」とは、ある国で複合運送業者が物品を受け取る場所から別の国の物品を引き渡す場所と定められた場所まで運送する、同一の複合運送契約の下に二形態以上の異なる形態の運送を有する物品運送引き受けを意味する。

同一形態運送契約に示されたところに基づく物品受取、もしくは引き渡しは複合運送とはみなさない。

同一形態運送業者が、契約に規定されたところに基づきその物品を受け取り管理下に置いた時から最終地でその物品を引き渡す時まで、自己の責任を同一形態運送契約に従うよう、もしくは同一形態運送に適用される法律または国際条約の規定下に置くよう示すことにより、いずれかの場所で物品受取もしくは引き渡しと運送証券または別の運送書類の発行を含めて契約を結ぶことに合意した場合、その運送契約は第二段の内容における同一形態運送契約とみなす。

第二項

タイの法律に基づき設置され、王国内に本店を有し、八万特別引出権単位以上の額の払込済み資本金を有する株式会社または公開株式会社で、仏暦二五四八年複合運送法令第四一条に基づき複合運送業者としての登録を望む者は、水運・商業海運局の水運・商業海運振興事務所において係官に本省令末尾のコートー・コー1書式に従い申請書を提出する。

第一段に資するため、払込済み資本金額の特別引出権単位への換算は、登録申請日における国際通貨基金の公式レートに基づき計算する。

第三項

仏暦二五四八年複合運送法令第四一条に基づく複合運送業者としての登録申請書の提出においては、申請書に沿って以下の書類及び証拠を提示しなければならない。

(一) 以下から構成される発行後三ヶ月以内の商業省からの証明書。

(a) 登録資本金及び複合運送を利用しての商品運送引き受けも含む営業目的が示され

た株式会社または公開株式会社としての法人登記証明書。

(b) 持ち株数と払込済み株式価額を示した株主リストの写し。

(二) 複合運送契約に基づく責任、または結んだ契約によるその他のリスクのための保証。例えば損害保険証書、損害賠償金補償の協会または機関からの保証書、銀行保証など。

第四項

登録官が第二項に基づく登録申請を受けた時、

(一) 登録申請人が第三項に基づき全て正しく資格と保証を有していると判断すれば、登録官は申請を受けた日から四五日以内にこれを登録し、複合運送業者登録書を発行する。

(二) 登録申請書提出人が第三項に基づき全て正しく資格と保証を有していないと判断すれば、登録官は遅滞なく申請を受けた日から二〇日以内に申請人に文面をもって通知する。

第五項

登録官が第四項(二)に基づき文面をもって通知した後、申請人が新たに登録を申請し、全て正しく資格と保証を有することを示す書類または証拠を提出し、申請人が第三項に基づき全て正しく資格と保証を有すると判断すれば、登録官は新たな申請を受けた日から三〇日以内にこれを登録し、複合運送業者登録書を発行する。

第六項

複合運送業者登録書の期限は登録書発行日から五年とし、登録書は本省令末尾のコーター・ボー1書式に従う。

第七項

外国の運送業者もしくは複合運送業者で、仏暦二五四八年複合運送法令の第四八条に基づき王国内で複合運送営業を望む者は、水運・商業海運局の水運・商業海運振興事務所において登録官に、本省令末のコーター・コー2書式に従い代理人設置登録を申請する。

第八項

代理人設置登録申請においては、申請書に沿って以下の書類及び証拠を提示しなければならない。

(一) 公証人またはその土地の法律に基づき書類保証権限を有する人物もしくは機関から、あるいは申請人が運送業者または複合運送業者として登録した国におけるタイ大使館またはタイ領事館から内容証明を受けた、登録申請人の運送業者または複合運送業者である証拠。

(二) 本店所在地。

(三) 仏暦二五四八年複合運送法令の第四一条に基づき登録した複合運送業者を王国内での代理人とする契約の写し。

(四) 王国内の代理人の複合運送業者登録書の写し。

(五) 複合運送契約に基づく登録申請人の荷送人または荷受人、あるいは王国内のその他の者への責任、もしくは結んだ契約によるその他のリスクのための保証。例えば損害保険証書、損害賠償金補償の協会または機関からの保証書、銀行保証など。

(六) 登録官への代理人設置登録申請手続き委任書。

第九項

登録官が第七項に基づき登録申請を受けた時、

(一) 登録申請人が第八項に基づき全て正しく資格と保証を有していると判断すれば、登録官は申請を受けた日から三〇日以内にこれを登録し、代理人設置登録書を発行する。

(二) 登録申請書提出人が第八項に基づき全て正しく資格と保証を有していないと判断すれば、登録官は遅滞なく申請を受けた日から一五日以内に申請人に文面をもって通知する。

第一〇項

登録官が第九項(二)に基づき文面をもって通知した後、申請人が新たに登録を申請し、全て正しく資格と保証を有することを示す書類または証拠を提出し、申請人が第八項に基づき全て正しく資格と保証を有すると判断すれば、登録官は新たな申請を受けた日から三〇日以内にこれを登録し、代理人設置登録書を発行する。

第一一項

代理人設置登録書の期限は代理人契約の期限に従うが二年を超えないものとし、登録書は本省令末尾のコートー・ボー 2 書式に従う。

第一二項

複合運送業者登録または代理人設置登録において、登録官は必要性に応じて複合運送業者登録書または代理人設置登録書に複合運送営業に係る要件を定めることもできる。

● 仏暦二五四八年複合運送法令の内容に基づき制定された支店設置許可書申請及び支店設置許可書発行における原則と方法を定める省令

(前文省略)

第一項

仏暦二五四八年複合運送法令の第四一条に基づき登録した複合運送業者で、営業支店設置を望む者は、水運・商業海運局の水運・商業海運振興事務所において、係官に、本法令末尾のコートー・コー3書式に従い支店設置許可書を申請する。

第二項

営業支店設置許可書申請において複合運送業者は申請に合わせ、期限の切れていない複合運送業者登録書の写しを提示しなければならない。

第三項

登録官が支店設置許可書申請を受け、書類及び証拠が全て正しいと判断すれば、申請を受けた日から三〇日以内にコートー・ボー3書式に従い支店設置許可書を発行する。

第四項

登録官はサービス利用者の保護のために何らかの要件を付して支店設置許可書を発行することができる。

第五項

支店設置許可書は複合運送業者登録書の取消がない限り、当該登録書の期限と同じ期限を有する。複合運送業者登録書の期限が切れ、期限延長手続きがなされない、あるいは登録官がその取消を命じた場合、支店設置許可書も自動的に効力を失うものとみなす。

● 仏暦二五四八年複合運送法令の内容に基づき制定された滅失もしくは重要部分が損壊した登録書の代用書申請における原則、方法及び要件を定める省令

(前文省略)

第一項

仏暦二五四八年複合運送法令に基づき登録官が登録複合運送業者に発行した登録書が滅失、もしくは重要部分が損壊した場合、登録複合運送業者は当該滅失または損壊を知った日から一五日以内に、水運・商業海運局の水運・商業海運振興事務所において係官に、本省令末尾のコートー・コー4書式に従い登録書の代用書を申請する。

本省令に資するため、「登録書」とは、登録官が仏暦二五四八年複合運送法令に基づき登録複合運送業者に発行した複合運送業者登録書、届出記載証明書、もしくは代理人設置登録書を意味する。

第二項

登録書の代用書申請において、登録複合運送業者は許可書申請に合わせて以下の書類及び証拠を提示しなければならない。

(一) 登録書が滅失した場合、登録書の滅失を届け出たことを示す捜査官の日誌〔届出記録〕の写し。

(二) 登録書の重要部分が損壊した場合は、損壊した登録書を提示する。

第三項

登録官が登録書の代用書申請を受け、申請人の書類及び証拠が第二項に基づき全て正しいと判断すれば、申請を受けた日から七日以内にコートー・ボー 4 書式に従い登録書の代用書を発行する。

(おわり)